

使用等に関する特別措置法案について
採決を行います。

○先づ深水君の提案の修正案について
採決を行います。深水君の提出の修正
案に賛成の諸君は挙手をお願いいた
します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 多数でござ
ります。

次に修正部分を除いた原案全部につ
いて採決を行います。修正部分を除い
た原案全部に賛成の諸君は御挙手を願
います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 多数でござ
ります。よつて本法案は多数を以て修
正議決されました。

なお本会議における委員長の口頭報
告の内容については、先例によつて行
いたいと思いますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ない
と認めます。それでは本法案を可とさ
れたかたは順次多数意見者の御署名を
お願いいたします。

多数意見者署名

小川 久義 深水 六郎
赤木 正雄 石川 榮一
楠瀬 常猪 島津 忠彦
徳川 宗敬 前田 稔
東 隆

○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に道路整
備特別措置法案を議題に供します。速
記をとめて。

午前十一時十六分速記中止

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは速
記を始めて下さい。

本日はこれで散会いたします。

午前十一時五十九分散会

県道高森、木山線改良工事促進に関する請願

請願者 熊本県議會議長 大久保勢輔

紹介議員 内村 清次君

四月二十六日本委員会に左の事件を付
託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間
の安全保障條約第三條に基く行政
協定の実施に伴う土地等の使用等
に関する特別措置法案(予備審査
のための付託は四月十日)

四月二十六日本委員会に左の事件を付
託された。

一、県道高森木山線改良工事促進に
関する請願(第一七〇〇号)

一、島根県松江市の接收旅館解除に
関する請願(第一七一五号)

一、河川の水利使用許可権移管反対
に関する請願(第一七四九号)

一、道路法改正法案第六二條削除に
関する請願(第一七五〇号)(第一
七五一号)(第一八〇〇号)(第一
一号)(第一八二二号)

一、自動車輸送関係者に対する道路
損傷負担金軽減の請願(第一八〇
四号)

一、道路の整備改善等促進に関する
陳情(第九二五号)

一、大阪・舞鶴兩市間道路の国道編
入に関する陳情(第九二六号)

一、中央官房地域設定に関する陳情
(第九三三号)

河川の水利使用許可権移管反対に関する請願

請願者 岩手県議會議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

請願者 七四ノ三一岐阜県議會長 岡茂外三名

紹介議員 小酒井義男君 前田穂君

請願者 七四ノ三一岐阜県議會長 岡茂外三名

請願者 七四ノ三一岐阜県議會長 岡茂外三名

請願者 七四ノ三一岐阜県議會長 岡茂外三名

請願者 七四ノ三一岐阜県議會長 岡茂外三名

から、第六十二條を削除せられたいと
の請願。

第一七五一号 昭和二十七年四月十
五日受理 道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 岐阜市神田町九ノ二七
動車株式会社社長 松岡茂外三名

紹介議員 小酒井義男君 前田穂君

請願者 七四ノ三一岐阜県議會長 岡茂外三名

條を削除せられたいとの請願。

第一八〇一號 昭和二十七年四月十
七日受理 道路改正法案第六二條削除に関する請
願

請願者 奈良市油坂町一奈良交
通株式会社社長 鈴木
角一郎 新谷寅三郎君

紹介議員 この請願の主旨は、第一八〇〇號と同じである。
第一八二一號 昭和二十七年四月十
八日受理 道路法改正法案第六二條削除に関する請
願

請願者 三重県一志郡久居町字
単談野三重交通株式会
社社長 前田穣
紹介議員 伊達源一郎君
この請願の主旨は、第一八〇〇號と同じである。
第一八〇四號 昭和二十七年四月十
七日受理 自動車輸送關係者に対する道路損傷負
担金軽減の請願

請願者 大阪市東区北浜一、七
七近畿道路利用者会議
紹介議員 高木 正夫君
道路法第四十條に基く道路損傷負担金
の全国各府県の徵収状況を見ると現に
徴収されている府県は約三分の一で他
は徵収されず、中には自動車關係者に
よる車輛、労力等の積極的提供等もあ
り、税負担の内容も区々で均衡を欠く
実状である。しかして、近畿二府四県

の状況もまちまちであるから、不均衡、
不平等是正のため、現在徵収されてい
る道路損傷負担金をなるべく最大限に
軽減されるよう特段の措置を講ぜられ
たいとの請願。

第九二五號 昭和二十七年四月十四
日受理 道路の整備改善等促進に関する陳情
陳情者 京都府議會議長 北村平
三郎

わが国における道路は、未舗装道路が
多く、かつ交通機関の目覚ましい癡達
によつて、道路の破損はいよいよな
はだしく、輸送力の減殺は産業経済の
面に大きな影響を及ぼしているから、
道路の整備改善と路面と恒久補装化を
すみやかに実施せらるたいとの陳情。

陳情者 京都府議會議長 北村平
三郎

第九二六號 昭和二十七年四月十四
日受理 大阪、舞鶴両市間道路の国道編入に關
する陳情
陳情者 京都府議會議長 北村平
三郎

大坂市より池田市を経て舞鶴市に至る
道路は、その重要性を認められ、連年
國庫補助をもつて改良工事が施行され
ており、すでにその大半を完成してい
るが、わが国産業、經濟、文化等の見
地より、さらにその機能を遺憾なく発
揮させるために、同線を国道に編入せ
られたいとの陳情。

第九二七號 昭和二十七年四月十五
日受理 県道飯田和田線改良工事施行に関する
陳情
陳情者 長野県下伊那郡上久堅村
長吉地金喜

県道飯田和田線は、長野県と静岡県を
結ぶ唯一の道路で、兩県の物資交流上
極めて重要な使命を持つている。しか
るにその路面は自然のままに放置され
ており、とりわけ長野県上久堅野村か
ら和田村に至る約五里的間は、人馬の
通行も困難な状態であるから、沿線奥
の大森林や地下資源を開発するとと
もに同地方の文化向上のため、同線の
改良工事を施行せられたいとの陳情。

第九三二號 昭和二十七年四月十五
日受理 中央官厅地域設定に関する陳情
陳情者 東京都千代田区霞ヶ関一
ノ二建設省内官厅官署審
議会内 中田政美

中央官厅の多くは、職災、被災等のた
め各地に分散し、その多くは応急的仮
設厅舍ないし民有建物の借上げに頼つ
てゐるため、行政運営能率を阻害する
ことはなほだしく、かつ公衆に与える
不便も多大なものがあるから、首都に
政治的中枢の地域として中央官厅地域
を設定し、霞ヶ関、大手町および代官
町の三地区を指定せられたいとの陳
情。

四月二十八日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。
一、日本国との平和條約の効力の発
生及び日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障條約第三條に基く
行政協定の実施等に伴い国家公務
員法等の一部を改正する等の法律
案

日本国との平和條約の効力の発生
及び日本国とアメリカ合衆国との

間の安全保障條約第三條に基く行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律案

日本国との平和條約の効力の発
生及び日本国とアメリカ合衆国との
間の安全保障條約第三條に基く行
政協定の実施等に伴い国家公務員
法等の一部を改正する等の法律案

(国家公務員に対する寒冷地手当
及び石炭手当の支給に関する法律
の一部改正)

第四條 国家公務員に対する寒冷地
手当及び石炭手当の支給に関する法律
の一部改正

第五條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第六條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第七條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第八條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第九條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第十條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第十一條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第十二條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第十三條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第十四條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第十五條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第十六條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第十七條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第十八條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第十九條 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第二十条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第二十一条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第二十二条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第二十三条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第二十四条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第二十五条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第二十六条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第二十七条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第二十八条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第二十九条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第三十条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第三十一条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第三十二条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第三十三条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第三十四条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第三十五条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第三十六条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第三十七条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第三十八条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第三十九条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第四十条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第四十一条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第四十二条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第四十三条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第四十四条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第四十五条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第四十六条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第四十七条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第四十八条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第四十九条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第五十条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第五十一条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第五十二条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第五十三条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第五十四条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第五十五条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第五十六条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第五十七条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第五十八条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

第五十九条 政府に対する不正手段によ
る支払請求の防止等に関する法律の
廃止する法律の一部改正

支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律（昭和二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

題名中「連合國軍の需要に応する者」を「駐留軍労務者」に改め、本則第一項中「連合國軍の需要に応じ連合國軍のために労務に服する者及び公共事業費又は米国対日返還資金」を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者及び公共事業に関する経費で大蔵大臣が指定するもの」に改める。

駐留軍労務者は、國家公務員法第二條第六項に規定する勤務者と解してはならない。

(駐留軍労務者の勤務條件)

第九条 駐留軍労務者の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものでなければならない。

駐留軍労務者の給与その他の勤務條件は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従業員における給与その他の勤務條件を考慮し、調達厅長官が定める。

五月一日日本委員会に左の事件を付託された。

請願者 新潟県南蒲原郡本成寺
紹介議員 北村 一男君
村長 大桃義外五名

十二條を削除せられたいとの請願。
第一九〇九号 昭和二十七年四月一
十二日受理
道路法改正法案第六二條削除に関する
請願

第一八六三号 昭和二十七年四月

第一八六三号 昭和二十七年四月一
十一日受理

Digitized by srujanika@gmail.com

し、第六條の規定及び第七條（公
共事業費に係る改正の部分に限
る。）の規定は、昭和二十七年四月
一日から、これらの規定以外の本
則の規定並びに附則第二項及び
三項の規定は、條約の効力発生の
日から適用する。

2 駐留軍労務者の給与その他の勤
務條件については、調達庁長官が
第九條第二項の規定により定める
までの間は、同項の規定にかかる
らず、條約の効力発生の日において
定められている連合国軍の需要量
に応じ連合国軍のために労務に服務
する者（以下「連合国軍労務者」と
いう。）の給与その他の勤務條件の
例による。

一、五十嵐川えん堤築設に関する請願(第一八五六号)

一、道路法改正法案第六二條削除に
　　に関する請願(第一八五七号) (第一九〇九号)(第一九一〇号)

一、東京、神戸間高速自動車道路建設に
　　に関する請願(第一八六三号)

一、三用川砂防工事施行に関する請
　　願(第一八八二号)

一、魚野川砂防工事施行に関する請
　　願(第一八八三号)

一、柄原沢川砂防工事施行に関する
　　請願(第一八八四号)

一、災害金庫法制定に関する請願
　　(第一九五〇号)

一、公営住宅建設費国庫補助増額等
　　に関する請願(第一九五一号)

一、北海道和田村地内長節、温根沢
　　間運河開さく基礎調査に関する請
　　願(第一九五三号)

一、千曲川赤坂橋架設促進に関する請
　　願(第一九七九号)

一、国道十一号線中高岡市、石動町
　　間改良工事促進に関する陳情(第
　　九八三号)

損壊されること一再ではなく、その危険度は増大するばかりであるから、この悪条件を除去するため、本川の適当地所にえん堤を築造して水量の定量流を所を図られたいとの請願。

紹介議員 古池 信三君
今回の改正道路法案中の第六十二には、一定の路線を定めて車馬を運行せしめ、または反覆して同一の道路に車馬を運行させるものを対象として、道筋費の維持または修繕費の一部を負担させることを規定しているが、これは無理なことを公開する道路の原則に反し、有料道路と何等異なるところがなく本質的に不平等であるばかりではなく、一定路線を行ける自動車（バス、路線トラック）は、全自动車の一割にも満たないのに、これによつて相当の財源を得んとすることは、ばく大な負担を業者に課すことになり到底堪え得るものではあるから、本改正道路法案中の第六十二条を削除せられたいとの請願。

第十六部 建設委員会會議録第三十一号 昭和二十七年五月七日【參議院】

動車道の建設が計画されている由であるが、本計画の実現に当つては、(一) 東京を起点として山梨、長野、岐阜の各県南部を横断する中央路線とするこ

と、(二) 本事業は国直轄事業とし、建設後一定期間特殊会社の經營により建設費の償還を期すること、(三) これがための特殊会社に対して国庫融資の措置を講じること等本計画の適正かつ効果的な推進を考慮せられたいとの請願。

第一八八二号 昭和二十七年四月二十一日受理
三用川砂防工事施行に関する請願
請願者 新潟県南魚沼郡東村長
紹介議員 北村 一男君

新潟県東村北部を貫流する三用川は、雪どけ、降雨の季節には三用谷七百町歩の大水を集めて沿川數十町歩の美田を流失することがしばしばあり、本村においては昭和十八年頃より三用川の砂防ならびにえん堤工事に着手したのであるが、工事は遅々として進まず、その上戦時中の山林の過伐は、既設諸工事さえ危険な状態にあるから、この際科学的総合的計画によつて、護岸お

よびえん堤工事を来年度中に実施せられたいと請願。
第一八八三号 昭和二十七年四月二十一日受理
魚野川砂防工事施行に関する請願
請願者 新潟県南魚沼郡湯沢村
長 高橋藤三郎外四名
紹介議員 北村 一男君
新潟県魚野川は南魚沼郡を縦貫する荒川で、土砂の流出はなはだしく年々災

害を及ぼし郡民の不安は増加するばかりで、恒久的な治水砂防施設は久しう待望されているところであるが、年々

の災害も財政難から抜本的な施設ができぬ実状であるから、昭和二十七年年度において上流土壌村地内毛沢川合流地点に砂防工事を実施せられたいとの請願。

第一八八四号 昭和二十七年四月二十一日受理
三用川砂防工事施行に関する請願
請願者 新潟県南魚沼郡浦佐村
長 町田庄一郎
紹介議員 北村 一男君

新潟県柄原沢川は昭和二十三年、えん堤工事を施行せられたのであるが、その後出水による土砂の流出によつてえん堤は埋没し、それ以来下流は出水のたびに往年のような災害をこうむつて、るから一日も早く再度砂防工事を施行せられたいとの請願。

第一九五〇号 昭和二十七年四月二十一日受理
災害金庫法制定に関する請願
請願者 岩谷静衛
紹介議員 堀 末治君

公営住宅に対する国庫補助基本額は北海道地方の物価事情に比していちじるしく低額であり、一方地方負担をカバーする起債も昭和二十六年度に約三十六セントの低率になつてゐるため、ますます地方負担を重くし公営住宅建設に多大の支障をきたしているから、国庫補助基本額を増額するとともに地元負担に対しても全額起債を認められたい。なお、最近火災、地震等により公共建物の消失が増大の傾向にあるのでこれら災害を防止し市民負担の軽減を図るため公共建造物の基準を耐震耐火性に改正せられたいとの請願。

第一九五三号 昭和二十七年四月二十一日受理
北海道和用村地内長節、温根沼間運河開発基礎調査に関する請願
請願者 西田豊平外一名
紹介議員 堀 末治君

終戦とともに色丹島、幽舞諸島を失い、沿岸三マイルにマッカーサーラインを

しかれて以来、かつて一億貫以上の生産を挙げていた北海道根室地方の水産業は没落の一途にあり、太平洋岸の沖合漁場を開拓する以外に現状を開拓する方法がない。かかるに納沙布みさき

が多くのソ連監視船の捕獲事件もあり、距離的にも経済的にも極めて不便であるから、根室地方の漁業ならびに海運

十三日受理
公営住宅建設費国庫補助増額等に関する請願
請願者 岩谷静衛

第一九七九号 昭和二十七年四月二十一日受理
千曲川赤坂橋架設促進に関する請願
請願者 長野県更級郡篠ノ井町
長 山岸保外 一郎
紹介議員 宮本 邦彦君

交通の要衝である篠ノ井町と松代町を結ぶ千曲川架設の赤坂橋は、昔ながらの仮橋であり、僅少の増水にも橋板を撤去し、橋脚は押し流され復旧には長日月を要し、その間交通や貨物輸送はと絶し、橋の南部に農地をもつ多数の耕作者は農耕の手入さえできず、地方経済に影響するところじん大であり、また本橋は重量と速度との制限を受けているため、積載量の関係では遠くう回路線を選ぶより外はない現状であるから、本橋を永久橋に架替られたいとの請願。

第一九八三号 昭和二十七年四月十九日受理
国道十一号線中高岡市、石動町間改良工事促進に関する陳情
陳情者 攝野貞次郎
紹介議員 田中 未治君

国道十一号線中高岡市、石動町間改良工事促進に関する陳情
陳情者 富山県高岡市議会議長
紹介議員 田中 未治君

事業発展を図るために、北海道和用地区内長節、温根沼間の運河開拓について基礎調査を実施せられたいとの請願。

五月六日本委員会に左の事件を付託された。

第一條 この法律は、都市における耐火建築物の建築を促進し、防火建築の造成を図り、火災その他の災害の防止、土地の合理的利用の増進及び木材の消費の節約に資して、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第二條 防火建築帶は、都市の枢要地帯にあつて、地上階数三以上の耐火建築物が帶状に建築された防火帶となるように造成されなければならない。

(用語の意義)
第三條 この法律における用語の意義は、第一号から第三号までに掲げるものについては、それぞれ当該各号に定めるところにより、第四号から第十一号までに掲げるものについては、それぞれ当該各号に定めるところにより、第二十五年法律第二百一号) 及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) に定めるところによる。

第一耐火建築物 主要構造部が耐火構造である建築物をいう。

二 建築 建築物を新築し、又は増築(建築物の体積を増加しないものを除く)することをい

る。

十一号線中高岡市、石動町間の改良工事をすみやかに実施せられたいとの陳

三 防火地域 建築基準法第六十

の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合で、同時に前條の規定により土地の所有者に対する耐火建築物の一部の所有権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合においては、特別の事情がある場合を除く外、所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より大であるときは所有者の要求に係る部分内について、所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より小であるときは所有者の要求に係る部分の全部を含む部分について、損失の補償の裁決をしなければならない。

3 収用委員会は、第一項の規定により土地の所有者及び借地権者に対して、耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合においては、特別の事情がある場合を除く外、土地の所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より大であるときは所有者の要求に係る部分内について借地権者に、その他の部分について所有権者に、小であるときは借地権者に対してのみ耐火建築物の一部の賃借権をもつてする損失の補償の裁決をしなければならない。

(耐火建築物の一部の賃借権又は転借権をもつてする損失の補償)

第十七條 第十二條第1項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基づき土地にある建築物の賃借権者は、

賃借権に関する補償金の全部又は

一部に代えて、耐火建築物の一部の賃借権又は転借権をもつて損失を補償することを取用委員会に要求することができる。前條第一項後段の規定は、この場合について準用する。

の要求に係る部分の全部を含む部分について転借権、その他の部分については賃借権、小である場合においてはその要求に係る部分内について転借権

(担保の提供)
ればならない。

準法第七條第三項又は第十八條第七項の規定による検査済証の交付があつたときは、当該耐火建築物の一部の所有権又は借家法（大正十年法律第五十号）に規定する賃借権若しくは転借権を取得する。

部の所有権をもつてする損失の補償の裁決をしようとする場合においては、特別の事情がある場合を除く外、所有者の要求に係る部分より大であるときは所有者の要求に係る部分内について、所有者の要求に係る部分が借地権者の要求に係る部分より小であるときは所有者の要求に係る部分について、損失の補償の裁決をしなければならない。

借権をもつてする損失の補償
決をあわせてしようとする場
あり、且つ、左の各号の一に
するときは、特別の事情があ
合を除く外、それぞれ当該各
定めることによらなければ

（担保の供託）
第十一條 第十九條の規定による
担保は、金銭又は収用委員会が相
当と認める有価証券を供託するこ
とをしないときは、収用委員会の使
用の裁決は、その効力を失う。

第一項の規定によるものとすべき時期までに完了しないとき、又は前條第二項の規定による引渡しをしないときは、損失の補償の裁決を受けた者は、収用委員会の確認を得て、当該建築工事又は引渡しが遅延したことにより受けた

土地の所有者の要求に係る部分が
借地権者の要求に係る部分より大
であるときは所有者の要求に係る
部分内について借地権者に、その
他の部分について所有権者に、小
であるときは借地権者に対しての
み耐火建築物の一部の賃借権をも
つてする損失の補償の裁決をしな
ければならない。

一 建築物の賃借権者の要求に係る部分が土地の所有者の第十五條の規定による要求に係る部分より大である場合においては所有者の要求に係る部分を含む部分について、小である場合においては所有者の要求に係る部分内について、それぞれ賃

一部等のみでは経済上利用の価値がないものと認めるときは、損失の補償に係る耐火建築物の一部等との差額に相当する金額を支払うこととを條件として、利用上必要な限度において、当該損失の補償に係る耐火建築物の一部等に追加して他の耐火建築物の一部等を提供することを损失の補償とあわせて

3 起業者が使用又は収用の時期までに第一項の規定による供託をしないときは、収用委員会の使用又は収用の裁決は、その効力を失う。

2 前項の規定による供託は、使用又は収用の時期までにしなければならない。

1 とによって提供するものとする。

2 起業者は、前條第二項の規定による引渡しをしたときは、収用委員会の確認を得て第二十一條第一項の規定により提供した担保を取
た損害に相当する額を、第二十一條第一項の規定により起業者が提供した担保の全部又は一部について、取得することができる。

第十七條 第十二條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基き土地を収用する場合において、当該土地にある建築物の質借権者は、質借権に關する補償金の全部又は転借権をもつてする損失の補償(融火建築物の一部の質借権又は

二 借権（前條の規定による借地権者）の要求があつて、且つ、その要求に係る部分と重複する部分について（転借権）

要求することができる。この場合において、収用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、当該差額に相当する金額を支払うべき時期を定めて、耐火建築物の一部等に追加して当該他の耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて裁決しなけ

(権利の取扱)

3
ももとすことがでる。
第十八條の規定により差額を支払うことを條件として耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者が、正当な理由がなくして、その裁決に係る差額をそのままの支払うべき時期までに支払わなければ、起業者は、収用委員会

の確認を得て、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取りもどすことができる。

4 第十八條の規定により耐火建築物の一部等の提供を受けるべき旨の裁決を受けた者が裁決に係る差額の全部を支払うことができない場合においては、その差額を支払うべき時期までにその一部を支払うことを條件として、その損失の補償に係る耐火建築物の一部等に追加して耐火建築物の一部等を提供すべきことを収用委員会に要求することができる。この場合においては、前項の規定にかかるわざ起業者は、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取りもどすことができない。

5 第三項の規定により起業者が取りもどした担保を当該裁決を受けた者に引き渡し、当該裁決を受けた者がこれを受け取ったときは、起業者は、収用委員会の確認を得て、当該裁決を受けた者に対する損失の補償の義務を免かれるものとする。

6 収用委員会は、第四項の規定による要求に対し耐火建築物の一部等を提供することを裁決しようとする場合においては、その要求が相当であり、且つ、起業者に甚しく損害を与えないものと認めた場合に限り、耐火建築物の一部等を提供することを損失の補償とあわせて裁決することができる。

7 第一項から第三項まで及び第五項の規定による担保の取得、取りもどし及び収用委員会の確認に關して必要な手続は、建設省令で定

(買受権)

第二十四條 起業者が、正当な理由

をしたときは、他に優先してその者に譲渡すること。

二 現に土地を使用している者がその土地の買取及びその対価として耐火建築物の一部の譲渡又は賃貸を要求したときは、その者に譲渡し、又は賃貸すること。

三 前二号に掲げる譲渡又は賃貸の要求がなかつた場合において、左のイからニまでの一に該当する者が譲渡又は賃貸の要求をしたときは、これらの者が所有し、若しくは所有していた土地の面積又は所有し、若しくは賃借していた建築物若しくはその一部の床面積の合計を基準として、当該耐火建築物の建築工事が完了した日から五年以内に限り、他に優先してこれらの者に譲渡し、又は賃貸すること。

四

四 第二十一條第一項の規定により土地を使用し、又は第十三條第一項の規定による請求に基き土地を収用して耐火建築物の建築工事を完了した後に、起業者が当該耐火建築物又はその部分を他に譲渡し、又は賃貸しようとする場合においては、起業者は、それぞれ左の各号に定めるところにより、これをしなければならない。この場合は、起業者は、あらかじめ、その旨を当該各号に掲げる者に通知するとともに、公告しなければならない。

五

五 第二十二條の規定により当該耐火建築物の一部の賃借権を取得した者が、その取得した権利に係る部分について譲渡の要求

をしたときは、他に優先してその者に譲渡すること。

六

六 第二十六條、事業を営まない個人が第五條又は第十一條の規定により交付を受けた補助金を耐火建築物の建築費に充てた場合においては、当該建築費に充てた補助金の金額は、当該個人の当該補助金の交付を受けた年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)第九條第一項に規定する総収入金額に算入しない。

七

七 第二十六條 第二項の規定により建築基準法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のよう

に改正する。

八

八 第二十二条の二 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第二百三十三号)の施行に関する事務を管轄すること。

九

九 第二十九條第一項の規定による申告書は、第二項に規定する申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨並びに交付を受けた補助金の額、その取得した資産の取得価額及びその取得した資産に関する事項の記載がない場合には、

税務署長において特別の事情があ

るに認める場合を除く外、適用しない。

(固定資産税の軽減)

二十七條 第五條又は第十一條の規定による補助に係る耐火建築物に對して課する固定資産税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六條第二項の規定の適用があるものとする。

附 則

第一項の場合において、譲渡価額又は賃料は、当該耐火建築物を建築した時における総建築費を基準として算出したもの以下のものでなければならない。

二

二 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のよう

に改正する。

三

三 第二十二条の二の二に次の一号を加える。

四

四 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五

五 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六

六 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

七

七 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

八

八 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

九

九 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

十

十 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

十一

十一 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

十二

十二 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

十三

十三 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

十四

十四 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

十五

十五 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

十六

十六 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

十七

十七 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

十八

十八 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

十九

十九 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

二十

二十 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

二十一

二十一 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

二十二

二十二 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

二十三

二十三 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

二十四

二十四 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

二十五

二十五 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

二十六

二十六 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

二十七

二十七 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

二十八

二十八 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

二十九

二十九 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

三十

三十 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

三十一

三十一 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

三十二

三十二 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

三十三

三十三 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

三十四

三十四 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

三十五

三十五 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

三十六

三十六 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

三十七

三十七 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

三十八

三十八 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

三十九

三十九 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

四十

四十 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

四十一

四十一 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

四十二

四十二 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

四十三

四十三 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

四十四

四十四 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

四十五

四十五 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

四十六

四十六 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

四十七

四十七 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

四十八

四十八 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

四十九

四十九 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五十

五十 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五十一

五十一 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五十二

五十二 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五十三

五十三 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五十四

五十四 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五十五

五十五 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五十六

五十六 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五十七

五十七 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五十八

五十八 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

五十九

五十九 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六十

六十 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六十一

六十一 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六十二

六十二 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六十三

六十三 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六十四

六十四 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六十五

六十五 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六十六

六十六 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六十七

六十七 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六十八

六十八 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

六十九

六十九 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

七十

七十 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

七十一

七十一 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

七十二

七十二 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

七十三

七十三 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

七十四

七十四 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

七十五

七十五 第二十九條第一項但書を次のよう

に改める。

七十六

工業地域内で、且つ、防火地域内
又は準防火地域内においては、建
築物の建築面積は、前項の規定に
かかわらず、敷地面積の十分の六
以内とすることができる。

第六十一條の次に次の一條を加え
る。

(防火地域内における既存建築物
に対する制限の緩和)

第六十一條の二 既存建築物で、前
條の規定に適合しないものを、政
令で定める範囲内において、増築
し、又は改築する場合において
は、第三條の規定にかかわらず、
前條の規定は、適用しない。

第六十二條第一項及び第二項中
「前條を「第六十一條」に改める。

第九十九條第一項第五号中「第六
十一條から第六十四條まで」を「第六
十一條、第六十二條から第六十四條
まで」に改める。

同條第二項中「第四号、第五号又
は第七号」を「第五号、第六号又は
第八号」に改める。

昭和二十七年五月十三日印刷

昭和二十七年五月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 庁